

役 員 報 酬 規 定

社 團 法 人

中 央 調 査 社

役員報酬規程

2002年10月3日理事会決定

(目的)

第1条 この規程は、社団法人中央調査社(以下「社団」という。)の常勤役員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、社団が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 会長は、総会の決議を経て、役員に報酬を支給する。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、月額報酬及び特別手当とする。

2 月額報酬は、会長が別に定める。

3 特別手当は、職員給与規程に定める職員の賞与の支給基準に準じて支給する。

4 事務局兼務役員の報酬は、職員給与として支給する。

(通勤手当の取扱い)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第6条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申し出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則 この規程は、2002年10月3日から施行する。

役員報酬について

2002年10月3日会長決裁

社団法人中央調査社 役員報酬規程第4条の規程に基づき、役員報酬は当分の間、次のとおりとする。

月額報酬

常任理事 800,000円

以上